

## 基礎教育保障学研究（The Journal of the JASBEL）編集委員会規定

### <委員>

1. 編集委員長には理事が就任し、編集委員は会長から委嘱を受けた会員が就任する。任期は一期2年とし、再任を妨げない。編集委員長は、補佐役として副編集委員長を任命することが出来る。

### <運営>

2. 編集委員会は編集委員長による招集のもと開催し、査読者・掲載の決定や投稿者と査読者の意見の調整など学会誌の刊行に係る必要な事項を協議し、議決する。編集委員会の議決は出席者の過半数をもって決するものとする。
3. 編集委員会は、必要に応じて電子メール等の電子媒体を使って開催することが出来る。メール会議における回答は、議案発信後1週間以内に行い、回答の過半数をもって決する。
4. 編集委員には、編集委員会予算より可能な範囲内で、交通費・旅費の一部または全額を支給する。

### <査読>

5. 査読者は、一論文ごとに二名とし、その選定は、編集委員会が行う。査読者名は非公開とする。
6. 編集委員会は、査読者の査読結果に基づき、掲載の可否を判定する。
7. 編集委員会は、査読結果に基づき、投稿者に対し、投稿区分の変更を求めることが出来る。（投稿区分については、別途定める。）
8. 査読報告が査読期間を過ぎても提出されない場合、編集委員会は新たに査読者を選定し、依頼することが出来る。
9. 査読者間の判定結果が大きく異なる場合に、編集委員会は査読者を別途選定し、査読を依頼することが出来る。
10. 修正稿は2回を限度とし、3回目となる投稿に対して編集委員会は掲載（微修正は可）または掲載不可のいずれかの判定を行う。

### <改訂>

11. 本規定は理事会の承認により改訂を行うことが出来る。

以上